

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年6月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番松本英隆議員、9番吉原経夫議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長からの会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（下方繁孝君）

議長。

○議長（林 健児君）

議会運営委員長、お願いします。

○議会運営委員長（下方繁孝君）

議会運営委員会は、令和4年5月25日に開会し、令和4年6月定例会の日程を本日から6月17日までの17日間と決定しましたので御報告します。以上です。

○議長（林 健児君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から6月17日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの17日間と決定しました。

日程第3、継続費繰越計算書の報告について。

お手元に配付してありますとおり、町長から地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和3年度大治町一般会計予算継続費繰越計算書について議会に報告がありました。

日程第4、繰越明許費繰越計算書の報告について。

お手元に配付してありますとおり、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度大治町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について議会に報告がありました。

日程第5、議案第25号から日程第10、議案第30号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第25号専決処分の承認を求めることについて。

大治町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。令和4年6月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、令和4年3月31日に大治町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方税法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるためでございます。

議案第26号大治町子ども子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

大治町子ども子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和4年6月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、子ども子育て支援拠点施設の新設に伴い、施設の設置及び管理に関する規定を整備する必要があるためでございます。

議案第27号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和4年6月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、小中学校の学校運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に定める学校運営協議会を設置し、委員に報酬を支給するためでございます。

議案第28号大治町税条例等の一部を改正する条例について。

大治町税条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和4年6月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、地方税法附則第15条第2項第5号に規定する対象資産に係る固定資産税の軽減割合の見直し等を行うほか所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第29号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和4年6月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直しを図るほか、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第30号大治町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について。

大治町遺児手当支給条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和4年6月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、愛知県遺児手当支給規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

○議長（林 健児君）

日程第11、議案第31号令和4年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第31号令和4年度大治町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度大治町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めることによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3423万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9123万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年6月1日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として住

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費として619万円及びひとり親以外の住民税非課税世帯等に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費として2459万9000円を計上し、円楽寺排水機場の施設の更新に伴い、屋外拡声子局の移設工事費として344万3000円計上するものでございます。

これらの財源として、国庫支出金及び財政調整基金繰入金を充てるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。11ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費についてお聞きいたします。議案説明でありました参考資料、その中でお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

まず1点目は、この制度ですね、令和3年度、令和4年度重ねて受けることができない。原則として受けることができない給付金事業制度でございます。しかしながら、世帯という場合、世帯主が変更になったり、世帯員の構成に変化があったり、世帯合併、世帯分離等変更がございます。国としてどういう場合が該当して、該当しないのか指針が示されていると思っておりますので、その指針の概略の説明をお願いいたします。

2点目でございます。3の支給対象者で基準日、令和3年12月10日ともう1つ①で令和4年6月1日時点と2つの日にちが示されております。なぜこういうふうに2つ示されているのか。そこら辺概要の説明をお願いいたします。以上でございます。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

臨時特別給付金のまず趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給するものでございます。

次に対象者でございますが、令和3年12月10日において全国のいずれかの市町村に住民登録されている方が対象となります。世帯員全員が令和3年度分または令和4年度分の住民税が非課税である世帯。または新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し

まして、令和4年1月以降の1年間の収入見込み額が非課税相当額の世帯となる世帯に対し支給するものでございます。ただし、1世帯当たり1回限りの支給となっております。

次に、日付が令和3年12月10日と令和4年6月1日、基準が2つあるというお尋ねでございますが、本来こちらの給付金につきましては、先ほども申しました令和3年12月10日において、全国のいずれかの市町村に住民登録がされていることが前提条件となります。その上で令和3年度非課税世帯の基準日は同日の令和3年12月10日。また、今回令和4年度といたしまして、住民税非課税世帯についても新たに支給対象となったということでこちらの基準日が令和4年6月1日と定められました。これにより基準日、日付が2つあるということになります。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと説明ですが、令和3年度で世帯として受けている方、その世帯員。その方は次は受けられないという御説明でしたが、例えば離婚などした場合は私は以前世帯主じゃなかった方は該当すれば受けられるし、さまざまな理由で世帯分離などをした場合も同様だと思うんですが、そこら辺の国の指針はどうなっているでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

世帯分離につきましては基準日において判定されますが、その時点で非課税世帯相当もしくは非課税世帯であれば対象になったと思われませんが、個々の例えば前年度に支給されているとか個々のそういう判定基準もありますので、一概に世帯分離していれば対象になるとかそういったことではないものですからよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

10番林でございます。13ページの防災無線の移設について、これはやむを得ないと思いますが、特にあそこの一つ聞きたいのは、あそこの地盤は砂地と田んぼで非常に土台がやぐいもんですから、ボーリングやってかなりの支柱を立てますので下の土台をきちっとされるか。そこら辺の調査をしてやってみえるのか、安全性の問題を考えて。ちょっとそこをお伺いしたいんですが。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

この移設の関係でございます。こちら平成26年度に設計して27年に工事をしておりまして、こちらの円楽寺の排水機場から西條の水防倉庫の方に移設するものでございます。大治町全体としまして地盤が緩いということも承知をして工事を行っておるものでございますので問題ないかと考えております。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第31号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第32号及び日程第13、議案第33号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第32号令和4年度大治町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度大治町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4845万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3968万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年6月1日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症の対策のため、各公共施設のトイレを和式から洋式に改修する経費として、役場庁舎250万円、八ツ屋防災コミュニティセンター524万7000円、砂子東部防災ふれあいセンター459万8000円、大治中学校柔剣道場194万6000円、公民館254万3000円、西公民館246万1000円を計上し、高齢者層がスマートフォンを初めて購入する費用の補助金として480万円、総合福祉センターの情報通信機器整備工事として379万1000円を計上し、子育て支援施設備品購入費として73万7000円増額するものでございます。

また、総務費において、東條公民館の改修に伴う地区集会所建設事業費補助金として51万円計上し、衛生費において、がん患者の社会参加を促進するためのアピアランスケア支援補助金として30万円、子宮頸がんのワクチン接種について、積極的な勧奨を差し控えたことにより接種機会を逃した方に、公平な接種機会を確保するための経費及び自費で接種した方に償還払いをする経費として2796万1000円、資源回収拠点を整備するための経費として3352万6000円計上するものでございます。

歳入におきましては、国庫支出金として3万4000円、県支出金として30万円、財産収入として3万円、寄附金として10万円増額し、財政調整基金繰入金を1億4799万2000円増額するものでございます。

議案第33号令和4年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和4年度大治町の下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
収益的収入及び支出の予算額の総額に112万4000円を追加し、収益的収入総額を3億4364万4000円に、収益的支出総額を3億728万5000円とする。令和4年6月1日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、会計年度任用職員を雇用するため、112万4000円を増額するもの  
でございます。

○議長(林 健児君)

日程第14、議案第34号工事請負契約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(村上昌生君)

議長。

○議長(林 健児君)

町長。

○町長(村上昌生君)

議案第34号工事請負契約について。

令和4年5月13日事後審査型一般競争入札に付した大治中学校下水道接続工事について、左記のとおり請負契約を締結するため、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和4年6月1日提出、大治町長。

本件の大治中学校下水道接続工事の請負契約は、契約金額5720万円で株式会社加藤建設と契約を締結するものでございます。

○議長(林 健児君)

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番(吉原経夫君)

議長。

○議長(林 健児君)

9番吉原議員。

○9番(吉原経夫君)

9番吉原経夫でございます。工期ですね。契約の日から令和4年12月31日までと、12月末までと非常にちょっと今までの工事請負契約に比べて早いかなと。またですね、初日上程、初日議決ということで非常に工期を早めたいという考えなのかなと思いますが、そこら辺可決された場合、どのようにこれから工事を進めていくタイムスケジュールなのか、報告をお願いしたいと思います。



○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

これからの工事の進め方についての御質問をいただきましたが、今回可決いただいた後に工事業者、また監理委託を予定しておりますので監理業者、あと学校の方と打ち合わせをしまして工事のほうを進めてまいりたいと思っております。

なお、工事についてですが、夏休みの期間を有効に使いたいと考えております。そのため初日の議決をお願いしたものでございますので何とぞよろしく願いいたします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第34号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第35号及び日程第16、議案第36号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第35号大治町道路線の廃止について。

道路法第10条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり廃止するものとする。令和4年6月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い既存路線を延長し、再認定をするため廃止するものでございます。

議案第36号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。令和4年6月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い既存路線を延長し、再認定するものでございます。

○議長（林 健児君）

日程第17、請願第2号「消費税5%へ引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める意見書」採択を求める請願についてを議題とします。

この請願については、先にお手元に配付した請願文書表のとおりです。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、この請願に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立 1名〕

○議長（林 健児君）

起立少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

本件についてはお手元に配付しました表に基づき、1の内容について議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 散会